

大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国等以外の国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養されたもの）の二号承認制移行について

輸入注意事項16第24号（16.12.1）

最終改正：令和3年1月27日付け・輸入注意事項2021第3号

平成16年12月1日付け経済産業省告示第423号(輸入公表の一部を改正する告示)により、標記貨物の輸入については、平成16年12月22日以降二号承認制に移行することとなりました。

このため、平成16年12月22日以降の当該貨物の輸入については、平成16年12月21日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書又は同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書(以下「輸入申告書等」という。)が受理されていない場合は、輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)第4条第1項第2号の規定に基づく経済産業大臣の輸入の承認(以下「二号承認」という。)を受けて下さい。ただし、二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部国際課の確認を受けて下さい。

この際、当該貨物については下記のとおり取り扱うこととします。

なお、平成16年12月22日以降上記貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成16年12月21日以前に船積みされた場合には、二号承認を要さないこととします。この場合、平成16年12月21日以前に船積みされたことを証する書類を輸入申告書等とともに税関に提出して下さい。

記

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約(以下「条約」という。)の勧告の趣旨に添って、標記貨物の輸入に際しては、条約の締約国及び協力的な非締約国(地域を含む。以下「締約国等」という。)以外の国又は地域に対して、条約のくろまぐろ資源に関する保存管理措置への協力を求める。当該協力が得られない等くろまぐろ資源の保存管理に支障が生ずる場合、原則として確認及び承認を行わない。

なお、条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」を確認のこと。

(参 考)

本件の背景

- 1 大西洋におけるまぐろ類の資源を維持するために、1969年に発効した「大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約」に基づき、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT: International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas)が操業制限(漁獲枠の設定、最小体重・体

長規制、産卵期の禁漁等)、統計証明制度等を定め、まぐろ類資源の保存管理を行っており、我が国を含む56ヵ国・地域及び1機関がこれに加盟又は協力しています。

2 近年地中海で拡大してきている蓄養事業については、ICCATが採択した資源管理措置の効果を損なうものとして問題となっています。このためICCATでは、2003年11月、蓄養事業における各種データを確保するとともに、蓄養事業をICCAT保存管理措置に沿った方向に誘導していくため、管轄国が責任をもって管理することを表明した蓄養場をポジティブリストとして登録させ、これら正規の蓄養場からのくろまぐろのみを国際取引の対象とする旨の勧告が行われました。

ICCAT事務局に対して加盟国等から提出される各国管轄の蓄養場のリストがそろい、同リストが、ICCAT事務局により蓄養場がポジティブリストとして取りまとめられ次第、順次、蓄養場についての本対策が本格的に開始されることとなっています。